

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料3-7
提出年月日	令和5年6月13日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

技術的能力 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	全般	以下の内容は、No.2にて更なる見直しを実施 半角/全角の修正を実施 (修正箇所のマーキングは未実施)	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
2	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	全般	半角/全角, フォントの修正を実施 (修正箇所のマーキングは未実施)	
3	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	全般	改行位置の修正, 文字の色塗り, 半角/全角の修正を実施 (修正箇所のマーキングは未実施)	
4	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	とりまとめた資料-2 1.8-11	2-1)②相違理由欄 燃料補給に使用する設備について追記 (下線部参照) (新)燃料タンク (SA)	
5	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	とりまとめた資料-4 1.8-30, 33	2-1)⑩相違理由欄 iii. 相違理由欄 記載の適正化 (下線部参照) (旧)切り替え (新)切替え	
6	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	とりまとめた資料-5	2-2)②相違理由欄 記載表現の適正化 (下線部参照) (旧) ・・・注水を継続する手順である <u>ことから</u> 、可搬型大型送水ポンプ車は・・・ (新) ・・・注水を継続する手順である。 <u>このため</u> 、 <u>原子炉格納容器下部への注水時に使う場合</u> の可搬型大型送水ポンプ車は・・・	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
7	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-11, 17, 146, 148	電動機駆動消火ポンプ又はディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水手段に使用する設備として「非常用交流電源設備」を追加した。また、ディーゼル駆動消火ポンプによる原子炉格納容器下部への注水手段に使用する設備として「常設代替交流電源設備」を追加した。	
8	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-8, 12, 153, 155	同上	
9	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-14, 15, 20, 27, 33	技術的能力1.6コメント反映 ii. 重大事故等対処設備と自主対策設備 可搬型大型送水ポンプ車等を自主対策設備に位置付ける理由のうち、「可搬型ホース等の運搬・接続作業に最短でも約●●分を要する」の表現について、先行PWRの審査実績を踏まえて、記載を適正化した。(下線部参照) (旧) 可搬型ホース等の運搬及び接続作業に最短でも約275分を要するが、原子炉格納容器下部に落下した熔融炉心を冷却する手段として有効である。 (新) 可搬型ホース等の運搬及び接続作業に時間を要するため、常設設備と比べて短時間で確実な注水を確保することは困難であるが、原子炉格納容器下部への注水の代替手段であり、長期的な事故収束手段として有効である。 (旧) 可搬型ホース等の運搬及び接続作業に最短でも約185分を要するが、原子炉容器への注水手段として有効である。 (新) 可搬型ホース等の運搬及び接続作業に時間を要するため、常設設備と比べて短時間で確実な注水を確保することは困難であるが、原子炉容器への注水の代替手段であり、長期的な事故収束手段として有効である。	
10	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-11, 15, 20, 25	同上 また、比較のため女川原子力発電所2号炉欄に玄海3/4号炉の記載を引用(一部女川の再掲を削除)し、以下の相違理由を修正及び追記した。(下線部参照) 【p1.8-11】 (旧) 【大飯】記載表現の相違(女川実績の反映) (新) 【大飯】記載表現の相違(玄海と同様) ・本項の記載は、玄海3/4号炉の記載内容を引用し、相違理由を整理する。 【玄海】記載表現の相違(大飯と同様)	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
11	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-14, 20, 27, 33, 45, 48, 52, 59, 60, 61, 68, 70, 71, 77, 78, 79, 127, 129, 131, 147, 150, 203, 206, 209	以下の内容は、No. 9, 15, 73にて更なる見直しを実施 可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器下部への注水及び原子炉容器への注水作業について作業時間見直しによる時間変更を実施。 原子炉容器下部への注水 —海— 320分⇒335分 —代替給水ピット— 260分⇒275分 —原水槽— 295分⇒310分 原子炉容器への注水 —海— 250分⇒260分 —代替給水ピット— 180分⇒185分 —原水槽— 225分⇒235分	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
12	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-11, 15, 20, 25, 40, 43, 46, 58, 59, 60, 70, 71, 72, 79, 80, 81, 125, 127, 129, 154, 157, 225, 234, 238	以下の内容は、No. 10, 16, 74にて更なる見直しを実施 同上	
13	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-42, 58, 59, 65	iii. 操作の成立性 記載の適正化(下線部参照) (旧) <u> </u> (新) 及び	
14	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-36, 56, 57, 66	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
15	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-45, 49, 52, 60, 61, 69, 70, 71, 77, 78, 79	可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器下部への注水及び原子炉容器への注水作業について要員数及び作業時間を変更。(下線部参照) 原子炉容器下部への注水 災害対策要員3名→6名 海水 335分→225分 代替給水ピット 275分→170分 原水槽 310分→225分 原子炉容器への注水 災害対策要員3名→6名 海水 260分→200分 代替給水ピット 185分→145分 原水槽 235分→200分	
16	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-40, 43, 46, 58, 59, 60, 70, 71, 72, 79, 80, 81	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
17	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-54	以下の内容は、No.19にて更なる見直しを実施 手順着手の判断基準について適正化を実施（下線部参照） (旧)全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、1次冷却材喪失事象が同時に発生し、1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保されず（格納容器再循環サンプル水位（広域）71%未満）、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。又は、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、補助給水機能喪失により補助給水流量等が確認できない場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保されず（格納容器再循環サンプル水位（広域）71%未満）、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。又は、炉心が損傷し、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合に（格納容器再循環サンプル水位（広域）71%未満）、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。 (新)全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、1次冷却材喪失事象が同時に発生し、1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合或いは補助給水機能喪失により補助給水流量等が確認できない場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保されず（格納容器再循環サンプル水位（広域）71%未満）、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。又は、炉心が損傷し、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合に（格納容器再循環サンプル水位（広域）71%未満）、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
18	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	とりまとめた資料-6, 1.8-53	以下の内容は、No.20にて更なる見直しを実施 同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
19	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-54	手順着手の判断基準について適正化を実施 (下線部参照) (旧) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、1次冷却材喪失事象が同時に発生し、1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保されず (格納容器再循環サンプ水位 (広域) 71%未満)、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。又は、 <u>全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、補助給水機能喪失により補助給水流量等が確認できない場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保されず (格納容器再循環サンプ水位 (広域) 71%未満)、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。</u> 又は、炉心が損傷し、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合に (格納容器再循環サンプ水位 (広域) 71%未満)、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。 (新) 全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、1次冷却材喪失事象が同時に発生し、1次冷却材圧力が蓄圧タンク動作圧力まで急激に低下した場合あるいは補助給水機能喪失により補助給水流量等が確認できない場合において、溶融炉心を冠水するために十分な水位が確保されず (格納容器再循環サンプ水位 (広域) 71%未満)、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。又は、炉心が損傷し、全交流動力電源喪失又は原子炉補機冷却機能喪失時に、溶融炉心を冠水するために十分な水位がない場合に (格納容器再循環サンプ水位 (広域) 71%未満)、原子炉格納容器下部へ注水するために必要な燃料取替用水ピット等の水位が確保されている場合。	
20	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	とりまとめた資料-6, 1.8-53	同上	
21	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-55	操作の成立性について誤記を修正する。(下線部参照) (旧) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名、運転員 (現場) 2名及び災害対策要員3名にて作業を実施した場合 (新) 上記の操作は、運転員 (中央制御室) 1名、運転員 (現場) 1名及び災害対策要員1名にて作業を実施した場合	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
22	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-53	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
23	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-58, 59, 60, 61, 74	i. 手順着手の判断基準 記載の適正化(下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプ <u>(自己冷却)</u> (新) B-格納容器スプレイポンプ	
24	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	とりまとめた資料-5 1.8-57, 58, 59, 76	同上	
25	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-66	i. 手順着手の判断基準 記載の適正化(下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプ <u>(RHRS-CSS連絡ライン使用)</u> (新) B-格納容器スプレイポンプ	
26	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-66	同上	
27	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-74	i. 手順着手の判断基準 記載の適正化(下線部参照) (旧) B-充てんポンプ <u>(自己冷却)</u> (新) B-充てんポンプ	
28	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-76	同上	
29	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-75, 77, 78, 79	i. 手順着手の判断基準 記載の適正化(下線部参照) (旧) B-格納容器スプレイポンプ <u>(自己冷却)</u> (RHRS-CSS連絡ライン使用) (新) B-格納容器スプレイポンプ	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
30	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-77, 78, 79, 80	同上	
31	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-82, 83, 84, 86	1.8.2.4 重大事故等時の対応手段の選択 記載の適正化(下線部参照) (旧) 切替 (新) 切替え	
32	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-86, 87, 89, 90	同上	
33	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94	第1.8.1表 記載の適正化 ・給電に使用する設備として、表(1/8)に「非常用交流電源設備」、表(3/8)に「常設代替交流電源設備」を追加した。 ・整備する手順書に記載している手順書名称を「〇〇手順」と記載していたが、「〇〇手順書」として記載を統一した。 ・「手順の分類」から「手順書の分類」に修正。 ・表(2/8)～(4/8)の表題に「(原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却)」を追記した。 ・表(6/8)～(8/8)の表題に「(溶融炉心の原子炉格納容器下部への落下遅延・防止)」を追記した。 ・表(6/8)、(8/8)の※2の記載を適正化した。 (旧)・・・海水を発電用原子炉へ注水する。 (新)・・・海水を原子炉容器へ注水する。	
34	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-91, 92, 93, 94, 95, 96, 97	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
35	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-104, 105, 106, 107	第1.8.2表 監視計器一覧 (10/23) ～ (13/23) において、操作欄に記載している手順の飛び先を修正した。(下線部参照) 【修正例】 (旧) 1.8.2.1 (1) <u>b.</u> (b) ii. と同様。 (新) 1.8.2.1 (1) <u>a.</u> (c) ii. と同様。	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
36	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-104, 105, 106	同上	
37	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-118	第1.8.3表「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備のうち、「非常用直流電源設備」の設備名称の見直し(下線部参照) (旧)設備名称：非常用直流電源設備 (新)設備名称：所内常設蓄電式直流電源設備	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
38	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-113	同上	
39	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-119, 121, 124, 126, 128, 130, 132, 134, 137, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144	第1.8.1, 3, 6, 8, 10, 12, 14, 16, 19図の記載について適正化を実施(下線部参照) (旧) 消火設備, 消火水, 消火ポンプ (新) 消火栓設備	
40	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-117, 119, 122, 124, 126, 128, 139, 141, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
41	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-124, 134, 136	第1.8.6, 16, 18図の操作手順の注記の記載について適正化を実施 ・第1.8.6図の注記※の記載について適正化を実施（下線部参照） （旧）どちらか一方を起動とする。 （新）どちらか1台を起動する。 ・1.8.16図の「※1」を「※」とした。 ・1.8.18図の注記※の記載について適正化を実施（下線部参照） （旧）本手順は「中央制御室からの遠隔操作が可能であり、通常の運転操作により対応する」手順であることから操作順序を示す。 （新）本手順は「中央制御室からの遠隔操作が可能であり、通常の運転操作により対応する」手順であることから操作順序を示す。	
42	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-122, 141, 143	同上	
43	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-127, 129, 131	タイムチャート1.8.9図, 1.8.11図, 1.8.13図 要員数変更によるタイムチャートの修正 記載内容の適正化（下線部参照） （旧） ※5：可搬型大型送水ポンプ車の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉建屋付近又はディーゼル発電機建屋付近までを想定した移動時間、可搬型大型送水ポンプ車の設置実績及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 （新） ※5：ホース延長・回収車（送水車用）の移動時間として、51m倉庫・車庫エリアから原子炉補助建屋付近又はディーゼル発電機建屋付近までを想定した移動時間及び可搬型ホースの敷設実績を考慮した作業時間に余裕を見込んだ時間 （旧） 原子炉格納容器内へのスプレイ （新） 原子炉格納容器下部への注水	
44	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-125, 127, 129	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
45	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8.128	誤記訂正（下線部参照） (旧)概略図 (新)概要図	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
46	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8.126	同上	
47	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-136	第1.8.18図の記載について適正化を実施 ・充てんポンプの名称を号機を省略せずに記載した。 ・凡例に「オリフィス」を追加した。	
48	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-143	同上	
49	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-137	第1.8.19図について、適正化を実施 ・フローチャート上の対応手段「原子炉格納容器下部注水」の記載について、同ページ内で記載が重複していたため削除。	
50	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-144	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
51	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-137, 139, 154, 158, 159, 162, 182, 185	以下の記載について適正化を実施（技術的能力1.4コメント回答反映）（下線部参照） （修正例） （旧） <u>炉心発熱有効長上端の0.5m下</u> （新） <u>格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さ</u>	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-20「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等（SAT108 r.6.0）」に反映済み
52	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-144, 146, 164, 169, 170, 172, 193, 196	同上	
53	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-137, 139, 141, 143	第1.8.19図について、適正化を実施（下線部参照） （旧）原子炉容器下部注水 （新）原子炉容器下部 <u>への注水</u>	
54	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-144, 146, 148, 150	同上	
55	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-137, 139	第1.8.19図について、適正化を実施（下線部参照） （旧）流量計指示が上昇及び原子炉格納容器圧力、温度が低下傾向 （新）流量計指示が上昇、 <u>原子炉格納容器圧力及び温度が低下傾向</u>	
56	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-144, 146	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
57	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-137, 139	第1.8.19図について、適正化を実施（下線部参照） (旧) , (新) 及び	
58	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-144, 146	同上	
59	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-139, 143	第1.8.19図について、記載の適正化を実施 注釈について、ページを跨いだ場合に連番となっていた注記号を1から再開するよう適正化を実施。	
60	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-146, 150	同上	
61	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-140, 143, 144	第1.8.19図について、記載の適正化を実施 電源喪失時における消火栓設備について、ディーゼル駆動消火ポンプを使用する旨、注釈の適正化を実施。	
62	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-147, 150, 151	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
63	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-137, 139	フローチャート内の記載について適正化を実施 (下線部参照) (旧)格納容器 (新)原子炉格納容器	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
64	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-144, 146	同上	
65	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-137, 139	フローチャート内の記載について適正化を実施 (下線部参照) (旧)自然対流冷却 (新)格納容器内自然対流冷却	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
66	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-144, 146	同上	
67	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-138, 139, 140, 142, 143, 144	以下の内容は、No. 59, 69にて更なる見直しを実施 フローチャート内の記載について海水及び淡水による燃料取替用水ピット及び補助給水ピットへの補給の優先順位見直しに伴い、以下の記載を修正。 —(下線部参照)— また※の削除による他の※番号の繰り上がり (旧)海水取水箇所へのアクセスに時間を要しないか ^{※7} (想定時間内にアクセス可能か) (新)海水取水箇所へのアクセスに時間を要しないか	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
68	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-145, 146, 147, 149, 150, 151	以下の内容は、No. 60, 70にて更なる見直しを実施 同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
69	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-138, 140, 142, 144	フローチャート内の記載について海水及び淡水による燃料取替用水ピット及び補助給水ピットへの補給の優先順位見直しに伴い、以下の記載を修正。 (下線部参照) (旧)海水取水箇所へのアクセスに時間を要しないか ^{*7} (想定時間内にアクセス可能か) (新)海水取水箇所へのアクセスに時間を要しないか	
70	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-145, 147, 149, 151	同上	
71	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-146, 149	以下の内容は、No.91にて更なる見直しを実施 以下の設備の記載について適正化を実施(下線部参照)― (旧)代替所内電気設備―新設 (新)代替所内電気設備―既設新設	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
72	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-153, 156	以下の内容は、No.92にて更なる見直しを実施 同上	
73	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-147, 203	「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水」の要員数及び作業時間を変更(下線部参照) 【添付資料1.8.1】 (旧) 要員数：合計6名, 想定時間：335分 (新) 要員数：合計9名, 想定時間：225分 【添付資料1.8.9】 (旧) 要員数：3名, 想定時間：335分 (訓練実績：275分) (新) 要員数：6名, 想定時間：225分 (訓練実績：180分)	
74	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-154, 218	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
75	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-147, 206	「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【添付資料1.8.1】 (旧) 要員数：合計 <u>6</u> 名，想定時間： <u>275</u> 分 (新) 要員数：合計 <u>9</u> 名，想定時間： <u>170</u> 分 【添付資料1.8.10】 (旧) 要員数： <u>3</u> 名，想定時間： <u>275</u> 分（訓練実績： <u>225</u> 分） (新) 要員数： <u>6</u> 名，想定時間： <u>170</u> 分（訓練実績： <u>135</u> 分）	
76	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-154, 227	同上	
77	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-147, 209	「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉格納容器下部への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） 【添付資料1.8.1】 (旧) 要員数：合計 <u>6</u> 名，想定時間： <u>310</u> 分 (新) 要員数：合計 <u>9</u> 名，想定時間： <u>225</u> 分 【添付資料1.8.11】 (旧) 要員数： <u>3</u> 名，想定時間： <u>310</u> 分（訓練実績： <u>245</u> 分） (新) 要員数： <u>6</u> 名，想定時間： <u>225</u> 分（訓練実績： <u>180</u> 分）	
78	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-154, 231	同上	
79	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-150	「海水を用いた可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） (旧) 要員数：合計 <u>6</u> 名，想定時間： <u>260</u> 分 (新) 要員数：合計 <u>9</u> 名，想定時間： <u>200</u> 分	
80	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-157	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
81	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-150	「代替給水ピットを水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） (旧) 要員数：合計6名，想定時間：185分 (新) 要員数：合計9名，想定時間：145分	
82	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-157	同上	
83	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-150	「原水槽を水源とした可搬型大型送水ポンプ車による原子炉容器への注水」の要員数及び作業時間を変更（下線部参照） (旧) 要員数：合計6名，想定時間：235分 (新) 要員数：合計9名，想定時間：200分	
84	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-157	同上	
85	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-151	以下の内容は、No.91にて更なる見直しを実施 以下の設備の記載について適正化を実施（下線部参照） (旧) B=充てんポンプ 既設新設 (新) B=充てんポンプ 既設	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
86	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-158	以下の内容は、No.92にて更なる見直しを実施 同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
87	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-152	電源構成図について以下の修正を実施 ・6.6kV 6-D母線に給電するラインの適正化 ・各電源設備の主要設備を明確にするための補足を追記	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
88	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-159	同上	
89	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-137, 139	フローチャート第1.8.19図 (1/8) (3/8) について、以下の適正化を実施 ・技術的能力1.6フローチャートとの整合を図り最新化 ・技術的能力1.7フローチャートとの整合を図り最新化 ・「点鎖線」→「二点鎖線」	
90	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-144, 146	同上	
91	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-146, 148, 149, 151	添付資料1.8.1「審査基準、基準規則と対処設備との対応表」について、既設・新設の区分を適正化	
92	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-153, 155, 156, 158	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
93	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-153	添付資料1.8.3「自主対策設備仕様」の記載を適正化（他の審査項目の資料と記載の横並び） ・容量の「/基」, 「〇台当たり」等の削除	
94	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-163	同上	
95	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-154	添付資料1.8.4(1) 記載適正化（下線部参照） 表内の対応操作概要 （旧） C/V圧力が0.283MPa以上であれば、代替格納容器スプレイポンプ等によるスプレイを実施する。 <u>格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を開始すれば、格納容器スプレイは停止する。</u> （新） <u>格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却を実施するが、C/V圧力が0.283MPa以上であれば、代替格納容器スプレイポンプ等によるスプレイも実施する。</u> （旧） 原子炉格納容器冷却中に原子炉容器に残存溶融炉心の兆候 [*] が見られた場合は、原子炉格納容器水位の設定位置（格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さ）まで格納容器又は代替格納容器スプレイによりC/V内へ注水する。 （新） 原子炉格納容器冷却中に原子炉容器に残存溶融炉心の兆候 [*] が見られた場合は、原子炉格納容器水位の設定位置（格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却に影響しない上限の高さ）を上限に、 <u>残存溶融炉心の兆候が解消されるまで格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイによりC/V内へ注水する。</u> 上記表に対応するC/V総注水量の図を適正化した。	
96	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-164	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
97	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-157	有効性評価に合わせ、記載の適正化。(下線部参照) (旧) (3) 原子炉格納容器内の局所的な水素濃度分布について (新) (3) 原子炉格納容器内の局所的な高濃度水素による影響について (旧) 泊3号炉の破断口があるBループ室 (新) 評価で想定している破断口があるBループ室 (旧) したがって、泊3号炉では局所的な水素濃度評価においても、 (新) したがって、局所的な水素濃度評価においても、 有効性評価に合わせ、図4 原子炉下部キャビティの3原因の張替えを実施。	
98	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-168	同上	
99	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	163~180	添付資料1.8.4を適正化 上記と同じ資料である「SA設備第51条補足資料51-7」の内容を反映	
100	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	173~192	同上	
101	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-166, 167, 177, 178	以下の内容は、No. 99にて更なる見直しを実施 格納容器サンプル最低レベルのマスキングを削除 (非公開から公開)	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
102	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-176, 177, 194, 196	以下の内容は、No. 100にて更なる見直しを実施 同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
103	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-172	以下の内容は、No.99にて更なる見直しを実施 蒸気発生器室床面高さ及び通路高さの修正（下線部参照） (旧)T.P.17.3m <u>(新)T.P.17.8m</u>	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等（SAT108 r.6.0）」に反映済み
104	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-184	以下の内容は、No.100にて更なる見直しを実施 同上	
105	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-172	以下の内容は、No.99にて更なる見直しを実施 下記について、記載表現の修正を実施（下線部参照） (旧)T.P.17.3mの通路及びT.P.12.1・10.4mの通路等 <u>(新)T.P.17.8mの通路及びT.P.12.1m、T.P.10.4mの通路等</u>	第1149回審査会合（R5.5.25）資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等（SAT108 r.6.0）」に反映済み
106	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-184	以下の内容は、No.100にて更なる見直しを実施 同上	
107	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-183, 184	技術的能力1.8コメント反映 添付資料1.8.5の図1及び図2の高圧注入ポンプ及び余熱除去ポンプの注水ラインを適正化した。	
108	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-194, 195	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
109	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-185	添付資料1.8.5(2) 記載適正化(下線部参照) 表内の対応操作概要, 対応操作中における格納容器内の水位及び注水量の管理方法 ※マスキング対象の数値については本リストにおいて□□と記載する。 (旧) 代替格納容器スプレイポンプ等により格納容器へスプレイし, 格納容器再循環サンプ水位(広域)が81%になればスプレイを停止する。 (新) 代替格納容器スプレイポンプ等により原子炉格納容器下部へ注水し, 格納容器再循環サンプ水位(広域)が81%になればスプレイを停止する。 (旧) ・原子炉格納容器圧力が0.283MPa以上であれば, 代替格納容器スプレイポンプ等によるスプレイを実施する。格納容器再循環ユニットによる格納容器自然対流冷却を開始すれば, 格納容器スプレイは停止する。 格納容器スプレイ又は格納容器自然対流冷却による冷却中, 原子炉格納容器圧力が1Pd-0.05MPaまで低下すれば冷却を停止する。 (新) 格納容器再循環ユニットによる格納容器自然対流冷却を実施するが, 原子炉格納容器圧力が0.283MPa以上であれば, 代替格納容器スプレイポンプ等によるスプレイも実施する。 原子炉格納容器内へスプレイ中でも, 原子炉格納容器への注水量が約□□m ³ となれば原子炉格納容器内へスプレイを停止する。 (旧) ・・・・格納容器又は代替格納容器スプレイにより注水を行い・・・ (新) ・・・・格納容器スプレイ又は代替格納容器スプレイにより注水を行い・・・ (旧) 徴候 (新) 兆候 (旧) 格納容器 (新) 原子炉格納容器	
110	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-196	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
111	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-197, 201, 203, 205, 206, 208, 209, 211, 212	2. 操作場所に写真の操作場所だけでなく、全操作場所を追記	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
112	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-211, 218, 220, 229, 231, 233, 235	同上	
113	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-197, 198, 200, 201, 203, 205, 206, 208, 209, 211, 227	「原子炉建屋」の建屋名称について、操作エリアを特定した記載とする箇所は「周辺補機棟」へ修正を実施。	
114	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-211~213, 215~218, 220, 221, 227, 229, 230, 231, 233, 234, 253	同上	
115	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-202	「消火水系配管と格納容器スプレイ系配管との接続のための可搬型ホース接続後」の記載に「(運転員(現場)B)(原子炉補助建屋 T.P.10.3m)」を追記	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
116	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-217	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
117	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-206, 209	作業の成立性の記載を適正化。(他の審査項目の資料と記載の横並び) (下線部参照) (旧) ・ ・ ・ 可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入可能である。 (新) ・ ・ ・ 可搬型大型送水ポンプ車に搭載されており、人力で挿入できる。	
118	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-227, 231	同上	
119	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-203, 206, 209	可搬型ホース敷設箇所を表における接続口名称、ホースの敷設長さ及び本数を適正化。(他の審査項目の資料と記載の横並び)	
120	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-219, 228, 232	同上	
121	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-222, 223, 224	添付資料1.8.15について、以下の修正を実施した。 ・ 代替格納容器スプレイポンプの起動可能となる時間を「事象発生約40分」後から「事象発生約35分後」に修正した。 ・ 添付資料1.8.15-(2)のタイムチャートについて、有効性評価まとめ資料の変更内容を反映し適正化した。 ・ 添付資料1.8.15-(2),(3)に図番を追加	
122	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-247, 248, 249	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
123	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.7.0)	1.8-203,206,209	以下の内容は、No.119にて更なる見直しを実施 可搬型ホース敷設箇所敷設ルート、敷設長さ、本数について修正	第1149回審査会合 (R5.5.25) 資料1-5-20 「泊発電所3号炉「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108 r.6.0)」に反映済み
124	泊発電所3号炉 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」に係る適合状況説明資料 比較表 1.8 原子炉格納容器下部の熔融炉心を冷却するための手順等 (SAT108-9 r.6.0)	1.8-226,235,239	以下の内容は、No.120にて更なる見直しを実施 同上	